

世田谷区介護従事者等永年勤続表彰実施要綱

平成 29 年 7 月 31 日

29 世高福第 430 号

改正 平成 30 年 5 月 28 日 30 世高福第 203

号

(目的)

第 1 条 区内の介護保険サービス等の事業所及び施設（以下「区内介護事業所等」という。）において、長年にわたり区民のために職務に精励した介護従事者等を表彰することで、当該従事者を慰労するとともに、他の介護従事者等の勤務意欲を高め、もって介護従事者等の定着を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 表彰の対象者は、別表 1 に掲げるサービスを行う区内介護事業所等に勤務する職員であって、次の要件を満たすものとする。

区内介護事業所等に勤務した期間（週の所定労働時間が 20 時間以上の期間に限る。）が、通算 10 年（120 箇月）以上である者

区内介護事業所等に直接雇用されている者（長を除く。）

過去に当該表彰を受けていない者

区内介護事業所等の長が推薦する者

(基準日)

第 3 条 基準日は、表彰式を開催する日とし、年度ごとに別に定める。

(勤続期間の計算)

第 4 条 勤続期間は、月単位で算入算定するものとし、通算して 30 日に満たない期間があるときは、これを 1 箇月とみなす。

2 第 2 条第 1 項第 1 号において、別表 2 に掲げる法令に基づく所定労働時間の短縮措置により週の所定労働時間が 20 時間を下回る期間は、勤続期間として通算する。

3 賃金計算期間において賃金が支払われなかった期間は、勤続期間から除算する。ただし、別表 3 に掲げる法令に基づく休暇、休業等の期間は、除算しない。

(推薦方法)

第 5 条 区長は、区内介護事業所等の長に、世田谷区介護従事者等永年勤続表彰推薦書兼履歴書(様式)により被表彰者を推薦させるものとする。

(被表彰者の決定)

第 6 条 被表彰者の決定は、区長が行う。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は表彰状の授与をもってこれを行う。

2 表彰にあたっては、記念品を授与することができる。

(庶務)

第 8 条 表彰に関する庶務は、高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 5 月 28 日 30 世高福第 203 号)

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。